

大和市公告第87号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成30年10月1日

大和市長 大 木 哲

名	称	星の子ひろば
位	置	大和市中心林間一丁目地内
区	域	位置図のとおり
供用開始の期日		平成30年10月1日